

大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成27年9月25日

大阪市会議長 東 貴之様

提出者

| | | |
|-------|-------|--------|
| 黒田 當士 | 床田 正勝 | 加藤 仁子 |
| 北野 妙子 | 太田 晶也 | 荒木 肇 |
| 山本 長助 | 川嶋 広稔 | 新田 孝 |
| 高野 伸生 | 足高 將司 | 多賀谷 俊史 |
| 荒木 幹男 | 柳本 顕 | 西川 ひろじ |
| 永井 啓介 | 福田 武洋 | 前田 和彦 |

(別 紙)

大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を改正する条例

大阪戦略調整会議の設置に関する条例（平成27年大阪市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「会長及び副会長各1人」を「会長1人及び副会長2人」に改め、同条第4項中「会長が欠けたときは」を「会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で」に改め、同条に次の3項を加える。

5 大阪会議は、会長又は副会長が職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき、その他会長又は副会長たるに適しないと認めるときは、会議の議決によって、当該会長又は副会長を解任することができる。

6 前項の議決は、委員（第5条第2項に規定する委員を除く。）の過半数の同意を得なければならない。この場合においては、当該会長又は副会長は議決に加わることができない。

7 第5項の議決をしようとするときは、大阪会議は、あらかじめ本人に弁明の機会を与えなければならない。

第9条第3項中「部会長及び副部会長各1人」を「部会長1人及び副部会長2人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

副会長を2人とするとともに、会長及び副会長の解任手続を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪戦略調整会議の設置に関する条例（抄）

(会長及び副会長)

第7条 大阪会議に会長及び副会長各1人 を置く。

会長1人及び副会長2人

2-3 省 略

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、**あらかじめ会長が定めた順序で**、その職務を代理する。

5 大阪会議は、会長又は副会長が職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき、その他会長又は副会長たるに適しないと認めるときは、会議の議決によって、当該会長又は副会長を解任することができる。

6 前項の議決は、委員（第5条第2項に規定する委員を除く。）の過半数の同意を得なければならない。この場合においては、当該会長又は副会長は議決に加わることができない。

7 第5項の議決をしようとするときは、大阪会議は、あらかじめ本人に弁明の機会を与えなければならない。

(専門部会)

第9条 省 略

2 省 略

3 部会に部会長及び副部会長各1人 を置く。

部会長1人及び副部会長2人

4-5 省 略